

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和四年八月八日認可した。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

荒木郷地裏土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県行田市